

職員の特殊勤務手当に関する意見

令和8年1月8日（木）

埼玉県人事委員会

職員の特殊勤務手当に関する意見の申出の概要

1 申出の理由

- 昨年秋以降、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大しており、安全・安心を脅かす深刻な事態
- 国は令和7年11月に「クマ被害対策パッケージ」を策定するとともに、追加的・緊急的な対応として、警察官がライフル銃を使用し、危険鳥獣を駆除できるよう法令を改正。他都道府県の警察官を被害の大きな県に派遣し、合同でクマの駆除を実施
- 危険鳥獣の駆除に係る作業は銃器等を扱う困難性、身体に対する危険性及びそれに伴う精神的負担の程度が高く、特殊性の高い作業であり、警察官が当該作業に従事した場合の特殊勤務手当について、必要な措置を行うことが適当

2 申出の内容

職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように改正すること

(1)支給対象となる職員

警察職員

(2)新たに支給対象となる作業

危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なもの

(3)手当額

作業1日当たり1,640円の範囲内

(4)実施時期

令和7年11月13日